〇菊川市環境基本条例 平成 20 年 9 月 24 日 条例第 25 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策(第8条—第19条)

第3章 環境審議会(第20条—第24条)

附則

私たちのまち菊川市は、東に日本一の大茶園牧之原台地を擁し、南には市を縦断する一級河川菊川が流れ込む遠州灘を望み、温暖な気候と自然環境に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により発展してきた。

しかしながら、私たちが物質的な豊かさと利便性、経済性を追求するあまり、資源やエネルギーを大量に 消費した結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような負荷を地域環境に与え、今日では地球的規模で問 題となっている。

健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、私たちは、その環境を良好な状態で将来の世代に継承していかなければならない。

そこで、自らの生活様式や社会経済活動の在り方を見つめ直し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指し、市、市民、事業者すべての主体が協力し合い、それぞれの立場で行動することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び 創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に 寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

# (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築を目指して、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件を勘案し、人と自然とが共生できる調和のとれた自然環境が確保されるよう適切に行われなくてはならない。
- 4 地球環境の保全は、人類に共通する重要な課題であるとともに、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼしていることを自覚し、積極的に推進されなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害の発生を防止し、廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に 積極的に努めるとともに、市が実施する環境への保全及び創造に関する施策に協力する青務を有する。

## (滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する中長期的な目標及び基本的な施策その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、菊川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施する場合は、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

## (規制の措置)

第 10 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、地域の自然的及び社会的条件を勘案し、公害の防止及び自然環境の保全のために必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

## (誘導的措置)

第 11 条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者が、当該活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (資源の循環的な利用等の促進)

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業所による資源の循環的な利用、エネルギーの 有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

# (教育及び学習の振興)

第 13 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動意欲を増進させるため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (民間団体等の自発的な活動の促進)

第 14 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(第 16 条において「民間団体等」という。)が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (推進体制の整備)

第 15 条 市は、市の各機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

#### (情報の提供)

第 16 条 市は、第 13 条の教育及び学習の振興並びに第 14 条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

#### (調査の実施)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び情報の収集に努めるものとする。

## (監視、測定等の体制の整備)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

# (国及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関し広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

## 第3章 環境審議会

## (設置)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、菊川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第 21 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議する。 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について市長に意見を述べることができる。

## (組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者
- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

## (任期)

第 23 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 関係行政機関の職員のうちから委嘱された者にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

# (委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。